

議案第29号

石岡市職員の給与に関する条例及び石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月24日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提案理由

人事院勧告に伴い、これに準じて本市職員の手当等を改正するため。

改正要綱

- 1 自動車等による通勤手当の支給額を距離区分に応じて、支給単位期間につき66,400円を超えない範囲で引き上げること。
- 2 駐車場等に係る通勤手当として、支給単位期間につき5,000円を超えない範囲で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額を支給すること。

石岡市職員の給与に関する条例及び石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(石岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 石岡市職員の給与に関する条例（平成17年石岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第12条の3第2項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号ス中「以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42,200円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45,700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49,200円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52,700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56,200円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59,600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63,000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円

第12条の3第3項中「第5項」を「第6項」に改める。

第12条の3第9項を第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を第9項とする。

第12条の3第7項を第8項とし、同条第6項中「最初の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を第7項とする。

第12条の3第5項中「及び」を「、」に、「)の」を「)及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号の定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額
(石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年石岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第28条関係）

自動車等の使用距離	日額 (円)	月限度額 (円)
片道2km以上5km未満	100	2,000
片道5km以上10km未満	200	4,200
片道10km以上15km未満	350	7,300
片道15km以上20km未満	500	10,400
片道20km以上25km未満	640	13,500
片道25km以上30km未満	790	16,600
片道30km以上35km未満	940	19,700
片道35km以上40km未満	1,090	22,800
片道40km以上45km未満	1,230	25,900
片道45km以上50km未満	1,390	29,100
片道50km以上55km未満	1,540	32,300

片道55km以上60km未満	1,690	35,500
片道60km以上	1,840	38,700

第3条 石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第28条関係）

自動車等の使用距離	日額 (円)	月限度額 (円)
片道2km以上5km未満	100	2,000
片道5km以上10km未満	200	4,200
片道10km以上15km未満	350	7,300
片道15km以上20km未満	500	10,400
片道20km以上25km未満	640	13,500
片道25km以上30km未満	790	16,600
片道30km以上35km未満	940	19,700
片道35km以上40km未満	1,090	22,800
片道40km以上45km未満	1,230	25,900
片道45km以上50km未満	1,390	29,100
片道50km以上55km未満	1,540	32,300
片道55km以上60km未満	1,690	35,500
片道60km以上65km未満	1,840	38,700
片道65km以上70km未満	2,010	42,200
片道70km以上75km未満	2,180	45,700
片道75km以上80km未満	2,340	49,200
片道80km以上85km未満	2,510	52,700
片道85km以上90km未満	2,680	56,200
片道90km以上95km未満	2,840	59,600
片道95km以上100km未満	3,000	63,000
片道100km以上	3,160	66,400

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は、令和7年4月1日から適用する。
(市規則への委任)
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。